通告並びにその後に本付録の第８条（通告）に基づき別途掲出した通告を審査するよう要請することができるものとする。

改　6.31　衛星通信網の宇宙局への割当てを使用開始する規制上の期限は、6.1によって無線通信局が完全な情報を受領した日から８年を超えない範囲である。

改　6.31bis　衛星通信網の宇宙局への割当ての6.31の使用開始期限は、次の場合の打上げ失敗においては、３年を超えない範囲内で１度延長することができる。

－　割当てを使用しようとする衛星の破壊

－　別の割当てを使用するために再配置しようとする既に運用中の衛星の置き換えのために打ち上げる衛星の破壊

－　衛星を打ち上げたが割当て軌道位置に到達しない場合

この期限延長が承認されるためには、打上げ失敗の日付は、全ての付録第４号のデータの受領日から早くとも５年後でなければならない。いかなる場合にも期限の延長期間は、３年間と、打上げ失敗の日付から期限の終了までの残り期間との間の時間差を超えてはならない。この延長を利用するために、主管庁は、打上げ失敗の１か月以内又は2012年２月17日以降１か月以内のいずれか遅い方で、打上げ失敗を書面にて無線通信局に通告し、6.31の期限の終了以前に無線通信局に次の情報も提供しなければならない。

－　打上げ失敗の日

－　宇宙局が運用しようとする衛星通信網に決議第49（WRC-12、改）の規定が適用される場合で、打上げ失敗した衛星に対する割当てについての情報を提供していない場合、決議第49（WRC-12、改）の規定で要求される真正性情報

延長請求から11か月が経過しても、主管庁が決議第49（WRC-15、改）の最新版に基づく情報を無線通信局に提供しなかった場合、無線通信局は速やかに通告主管庁に対し督促状を送付する。又、決議第49（WRC-15、改）の規定が適用される衛星通信網又は衛星システムに関して、主管庁が延長要請の１年以内に新たな衛星の調達に関する最新の決議第49（WRC-15、改）に規定する情報を無線通信局に届け出なかった場合、当該周波数割当ては失効する。

改　6.33

ⅰ）　割当てが必要なくなったとき

ⅱ）　リストに記録され使用開始された割当てが、後述の8.17の適用によって生じる停止期間を超えて停止され、6.31で定められている期日の期限が切れているとき

ⅲ）　6.35及び7.7が適用になる、新規構成国によって提出された割当ての場合を除き、リストに記録された割当てが、6.1によって（又は6.31bisにより延長した場合には延長期間内において）無線通信局が関係する完全な情報を受領した日から８年以内に使用開始されなかったとき

無線通信局は、以下を行うものとする。

a)　国際周波数情報回章の特別節において、関連の特別節及び付録第30B号リストに記録されている割当ての取消しを公表する。

b)　取り消される割当てが変更を加えることなく区域分配を転換した結果であるときは、付録第30B号のプランに区域分配を復活させる。

c)　取り消される割当てが改正した区域分配を変換した結果であるときは、取り消される割当てと同じ軌道位置及び技術パラメータの区域分配を復活させるが、サービスエリアについては区域分配が復活される主管庁の領土とする。

d)　プランの区域分配及びリストの割当ての参照状況を更新する。

第７条　連合の新規構成国のために新たな区域分配をプランに追加する手続

改　7.1　連合に構成国として加盟したがプランの中に自国の区域分配を持たず、かつ、リストの中に区域分配の変換から生じた割当ても有していない国**の主管庁は、以下の手続によって自国の区域分配を得るものとする。

改　第８条　固定衛星業務のために計画された周波数帯の割当ての通告及び登録原簿への記録のための手続[11,12]

[12]　決議第49（WRC-15、改）が適用される。

改　8.17　宇宙局に対する記録された周波数割当ての使用が６か月を超える期間停止される場合は、いつでも、通告主管庁は無線通信局にその使用が停止された日付を通知するものとする。登録された割当ての使用を再開するときは、通告主管庁は、できるだけ速やかに、その旨を無線通信局に通知しなければならない。この規定に基づき送付された情報を受領した際に、無線通信局は、その情報をできるだけ速やかにITUのウェブサイトで利用できるようにするとともに、無線通信局のIFICでそれを公表する。登録された割当てが使用に復する[14bis]日付は、周波数割当ての使用を停止した日から遅くとも３年以内でなければならない。ただし、通告主管庁がその使用を停止した日から６か月以内に停止したことを無線通信局に通知することを条件とする。通告主管庁が周波数割当ての使用を停止した日から６か月以上後に無線通信局に停止を通知した場合、この３年の期間は減ぜられ、６か月の終了日から無線通信局が停止の通知を受けた日の間に経過した日数分を３年の使用休止期間から差し引くこととする。通告主管庁が周波数割当ての使用を停止した日から21か月以上後に無線通信局に停止を通知した場合、周波数割当ては国際周波数登録原簿から取り消される。無線通信局は6.33の規定を適用する。

追　[14bis]　静止衛星軌道の宇宙局の周波数割当ての使用再開日は、以下に規定する90日間の開始日でなければならない。

静止衛星軌道の宇宙局の周波数の割当ては、その周波数割当てを送信又は受信する能力のある静止衛星軌道の宇宙局が、90日間継続して、通告された軌道位置に配置され保持される場合に、使用が再開されたものとみなす。通告主管庁は、90日間の最終日から30日以内に無線通信局に通知しなければならない。決議第40(WRC-15)が適用される。

改　第10条　4500-4800MHz、6725-7025MHz、10.70-10.95GHz、11.20-11.45GHz及び12.75-13.25GHzの周波数帯における固定衛星業務のためのプラン

A1　プランの列の見出し

欄２　公称の軌道位置、度

欄３　照準点の経度、度

欄４　照準点の緯度、度

欄５　出力半値ビームの楕円形の断面の長軸、度

欄６　出力半値ビームの楕円形の断面の短軸、度

欄７　楕円形の方向　以下のように決定される：ビーム軸に垂直な平面における楕円の長軸の方向は、赤道平面に平行な直線から反時計方向に測定した、楕円の長軸までの近いほうの度数の角度により定義される。

欄８　地球局等価等方輻射電力密度（dB(W/Hz)）

欄９　衛星等価等方輻射電力密度（dB(W/Hz)）

欄10　備考

１　分配（allotment)から返送された割当て

２　ルクセンブルグ主管庁(LUX)は、LUX-30B-6衛星通信網を、WRC-07の会期中に変更された付録第30B号に含まれている特性の範囲内で運用し、LUX-30B-6によって生ずる可能性のあるイランの国への分配（IRN00000）（IRN）に対する混信を、即時に除去することに合意した。

３　成形ビームによる割当てに変換した上でプランに復活した分配

４－５（削　WRC-07）

６　6.25に従い暫定的にリストに追加した割当てから復活した分配。6.26から6.29を適用する。

事務局による注（アスタリスク（*）が第10欄にある場合には適用される。）

このビームは、単一の軌道位置から運用されるマルチビームの通信網の一部として実施さ